


電 気 供 給 条 件 [I]

(特定規模需要 ・ 高圧)

平成 26 年 4 月 1 日 実 施

 東北電力株式会社

電 気 供 給 条 件 [I]

目 次

I 総 則

1 適 用	1
2 供給条件等の変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	2
5 実施細目	3

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 供給電気方式, 供給電圧および周波数	5
9 需 要 場 所	5
10 需給契約の単位	5
11 供給の開始	5
12 供給の単位	5
13 需給契約書の作成	6

III 料金の算定および支払い

14 料 金	7
15 料金の適用開始の時期	7
16 検 針 日	7
17 料金の算定期間	7
18 使用電力量等の計量	8
19 料金の算定	9
20 日 割 計 算	9
21 料金の支払義務および支払期日	9

22	料金その他の支払方法	10
23	延滞利息	10
24	保証金	11
IV 使用および供給		
25	適正契約の保持	12
26	契約超過金	12
27	力率の保持	12
28	需要場所への立入りによる業務の実施	12
29	電気の使用にともなうお客さまの協力	13
30	供給の停止	13
31	供給停止の解除	14
32	供給停止期間中の料金	14
33	違約金	14
34	供給の中止または使用の制限もしくは中止	15
35	制限または中止の料金割引	15
36	損害賠償の免責	16
37	設備の賠償	16
V 契約の変更および終了		
38	需給契約の変更	17
39	名義の変更	17
40	需給契約の廃止	17
41	需給開始後の需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算	17
42	解約等	19
43	需給契約消滅後の債権債務関係	20
VI 供給方法および工事		
44	需給地点および施設	21
45	架空引込線	21
46	地中引込線	22

47	接続引込線等	22
48	引込線の接続	23
49	計量器等の取付け	23
50	専用供給設備	23
VII 工事費の負担		
51	工事費等に関する契約書の作成	25
52	一般供給設備の工事費負担金	25
53	特別供給設備の工事費負担金	26
54	供給設備を変更する場合の工事費負担金	27
55	特別供給設備等の工事費の算定	27
56	工事費負担金の申受けおよび精算	28
57	臨時工事費	29
58	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	29
VIII 保 安		
59	保安の責任	30
60	保安等に対するお客さまの協力	30
附	則	31
別	表	43

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧で電気の供給を受ける特定規模需要（当社以外の者から電気の供給を受け、または電気最終保障約款により電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給条件〔Ⅰ〕（以下「この供給条件〔Ⅰ〕」といいます。）および当社が別に定める電気供給条件〔Ⅱ〕等によります。
- (2) この供給条件〔Ⅰ〕は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
青森県，岩手県，秋田県，宮城県，山形県，福島県，新潟県

2 供給条件等の変更

- (1) 当社は、この供給条件〔Ⅰ〕および電気供給条件〔Ⅱ〕等を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給条件〔Ⅰ〕および電気供給条件〔Ⅱ〕等によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この供給条件〔Ⅰ〕および電気供給条件〔Ⅱ〕等を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給条件〔Ⅰ〕および電気供給条件〔Ⅱ〕等によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給条件〔Ⅰ〕においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 高 圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (2) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (3) 小 型 機 器
主として住宅，店舗，事務所等において単相で使用される，電灯以外の低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし，急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがあるため，電灯と併用できないものは除きます。
- (4) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (5) 付 帯 電 灯
動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。
なお，その他これに準ずるものとは，動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器

を含みます。)等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場，食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって，受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(9) 最大需要電力

需要電力の最大値であって，30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(10) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(11) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし，毎年1月1日から3月31日までの期間，2月1日から4月30日までの期間，3月1日から5月31日までの期間，4月1日から6月30日までの期間，5月1日から7月31日までの期間，6月1日から8月31日までの期間，7月1日から9月30日までの期間，8月1日から10月31日までの期間，9月1日から11月30日までの期間，10月1日から12月31日までの期間，11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は，翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この供給条件〔I〕において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は，次のとおりといたします。

(1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は，1ワットまたは1ボルトアンペアとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 契約電力および最大需要電力の単位は，1キロワットとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 使用電力量の単位は，1キロワット時とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(4) 力率の単位は，1パーセントとし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給条件〔I〕の実施上必要な細目的事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給条件〔I〕を承認のうえ、次の事項を明らかにして、所定の申込書により申込みをしていただきます。
契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法
- (2) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) お客さまが電気設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、法令で定める技術基準、その他の法令等にしがたい、かつ、別冊に定める系統連系技術要件および別に定める発電設備系統連系サービス実施要綱を遵守し、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって連系していただきます。
- (5) 電圧または周波数の変動等によって重大な損害を受けるおそれがあるお客さまは、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その必要容量を明確にいただき、当社がお客さまに常時供給する電気に加え、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線路により電気の供給を受けるための申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (6) お客さまが発電設備を設置される場合には、発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、不足電力の補給にあてるための申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が供給の意思表示を行なったときに成立いたします。
なお、当社が供給の意思表示を行なったときとは、当社が供給を承諾する旨の書面を発送した日とし、これによらない場合は、13（需給契約書の作成）の需給契約書を取り交わした日といたします。
- (2) 契約期間は、次によります。
イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって、お客さままたは当社から需給契約の消滅または変更等の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものいたします。

8 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。

9 需要場所

(1) 当社は、原則として1構内または1建物を1需要場所といたします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1需要場所とすることがあります。

なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。

10 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、当社があわせて契約することを認める契約種別をあわせて契約する場合

(2) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1需給契約を結ぶとき。

11 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

12 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 6（需給契約の申込み）(5)の予備電線路で電気を供給する場合
- (2) 10（需給契約の単位）(2)の場合
- (3) 47（連接引込線等）の共同引込線による引込みで電気を供給する場合
- (4) その他技術上，経済上やむをえない場合

13 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，電気の需給に関する必要な事項について，需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金の算定および支払い

14 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

15 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとしない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

16 検 針 日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。
 - イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合
 - ロ 非常変災等の場合
 - ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。
- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

17 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または 30 分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせ

せしたときは、料金の算定期間は、(1)にかかわらず、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

18 使用電力量等の計量

(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(6)および(7)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

イ 16（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。

ロ 16（検針日）(4)の場合、需給開始の日から次の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 16（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。

(2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(6)および(7)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。）によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

(3) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。

(4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

(5) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

(6) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、

(7)の場合を除き、次によります。

イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した 30 分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(7) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表 3（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

19 料金の算定

(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合

ハ 17（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

ニ 17（料金の算定期間）(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

20 日割計算

(1) 当社は、19（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、別表 4（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 4（日割計算の基本算式）(1)ロにより算定いたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 19（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、19（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更の日から適用いたします。

(3) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

21 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、検針日に発生いたします。ただし、次の場合はこの限りではありません。

イ 16（検針日）(4)の場合の料金または 18（使用電力量等の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、18（使用電力量等の計量）(7)の場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

- ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

22 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。
- なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。
- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
- ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (4) 16(検針日)(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

23 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日あたりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{8}{108}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に

支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

24 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
 - (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- (5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。
 - イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。
 - ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。
- (6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

IV 使用および供給

25 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

26 契約超過金

- (1) 契約電力が 500 キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその 1 月の力率により割引または割増ししたものの 1.5 倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合、契約超過電力とは、その 1 月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- (2) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

27 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として 85 パーセント以上に保持していただきます。この場合、力率はその 1 月の平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100 パーセントといたします。）とし、平均力率は、別表 5（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。

- (2) 当社は、当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることがあります。

なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの 1 月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

28 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 60（保安等に対するお客さまの協力）(1)または(2)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約

受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 30（供給の停止）、40（需給契約の廃止）(1)または42（解約等）により必要な処置
- (6) その他この供給条件〔I〕によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

29 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準じて取り扱います。

なお、この場合には、当社は、別に定める発電設備系統連系サービス実施要綱により、アンシラリーサービス料を申し受けます。

30 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ハ 48（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
- ハ この供給条件〔I〕によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保

証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この供給条件〔I〕から生ずる金銭債務を
いいます。)を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、
そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用さ
れた場合

ニ 動力(付帯電灯を含みます。)を使用する需要で、付帯電灯以外の電灯(小型機器を含み
ます。)によって電気を使用された場合

ホ 28(需要場所への立入りによる業務の実施)に反して、当社の係員の立入りによる業務の
実施を正当な理由なく拒否された場合

ヘ 29(電気の使用にともなうお客さまの協力)によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまがその他この供給条件〔I〕に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電
気の供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さま
の電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

31 供給停止の解除

30(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を
解消し、かつ、その事実ともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われた
ときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

32 供給停止期間中の料金

30(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まっ
たく電気を使用しない場合の月額料金を20(日割計算)により日割計算をして、料金を算定いた
します。

33 違 約 金

(1) お客さまが30(供給の停止)(3)ロ、ハまたはニに該当し、そのために料金の全部または一部
の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として
申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、この供給条件〔I〕に定められた供給条件にもとづいて算定された金額
と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

34 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

35 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 割引の対象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、19（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 割引の対象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、19（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D - d}{D}$$

H' = 修正時間 (10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。)

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A - B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量 (お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。)

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

36 損害賠償の免責

- (1) 34 (供給の中止または使用の制限もしくは中止) (1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 30 (供給の停止) によって電気の供給を停止した場合または42 (解約等) によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社に故意または過失がある場合を除き、当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

37 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

V 契約の変更および終了

38 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、II（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

39 名義の変更

38（需給契約の変更）に該当する場合で、合併その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望されるときは、名義変更の手続きによることがあります。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

40 需給契約の廃止

(1) お客さまがこの供給条件〔I〕にもとづく電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、当社の供給設備を引き続き利用される場合を除き、原則として、お客さまから通知された廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

(2) 需給契約は、42（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

41 需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算

(1) お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

イ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合
(i) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅の日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で1年以上利用される場合の臨時電力と

して算定される料金は、1年以上利用される契約電力等に見合う部分につき、当社の託送供給約款に準じて算定した接続送電サービス料金相当（予備電力の適用を受けているお客さまについては予備送電サービス料金相当を含みます。）の20パーセントに該当する金額を差し引いたものといたします。

(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について、57（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で1年以上利用される場合は、1年以上利用される契約電力等に見合う部分については精算いたしません。

(ハ) (イ)または(ロ)に該当する場合で、当社が必要とするときは、料金または工事費の精算に関する契約書等を作成することがあります。

ロ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅の日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で1年以上利用される場合の臨時電力として算定される料金は、1年以上利用される契約電力等に見合う部分につき、当社の託送供給約款に準じて算定した接続送電サービス料金相当（予備電力の適用を受けているお客さまについては予備送電サービス料金相当を含みます。）の20パーセントに該当する金額を差し引いたものといたします。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、57（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で1年以上利用される場合は、1年以上利用される契約電力等に見合う部分については精算いたしません。

(ハ) (イ)または(ロ)に該当する場合で、当社が必要とするときは、料金または工事費の精算に関する契約書等を作成することがあります。

ハ 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、契約電力を減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設

備のうち減少契約電力に見合う部分について、57（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について57（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

ニ 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

(イ) 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、契約電力を減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

(ロ) 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、57（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について57（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約電力が500キロワット未満の場合で、最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または協議により契約電力を減少しようとする場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう契約電力を新たに設定された日は、契約受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、協議により契約電力を減少しようとする日といたします。

42 解約等

(1) 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、40（需給契約の廃止）(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に需給契約は消滅するものといたします。

43 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VI 供給方法および工事

44 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
 - イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - ニ 46（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホ 技術上、経済上やむをえない場合で、お客さまが受電設備等を共用して電気の供給を受けるとき。
 - ヘ その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に引込線、接続装置等の供給設備を施設する場合は、その施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

45 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であつて、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

46 地中引込線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不適当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置等を施設することがあります。

(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が 50 メートル程度以内の場所

ロ 建物の 3 階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

(3) 地中引込線の施設上必要な付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

(4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、53（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

47 接続引込線等

当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線（2 以上の需給契約に対して 1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または

建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

48 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、次の場合には、当社は、実費を申し受けます。

- (1) お客さまの希望によって引込線の位置変更工事を行なう場合
- (2) お客さまの希望によって当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との切離しまたは再接続工事を行なう場合

49 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器(電力量計, 30分最大需要電力計, 無効電力量計等をいいます。), その付属装置(計量器箱, 変成器, 変成器の2次配線, 通信装置および通信回線等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

- (2) 計量器, その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針, 検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし、お客さまと当社との協議によって定めま
- す。
- (3) 計量器, その付属装置および区分装置の取付場所は、お客さまから無償で提供していただきます。また、(1)によりお客さまが施設するものについては、当社が無償で使用できるものとい
- たします。
- (4) お客さまの希望によって計量器, その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

50 専用供給設備

- (1) 当社は、次の場合には、53(特別供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ お客さまがとくに希望され、かつ、他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ 29(電気の使用にともなうお客さまの協力)の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由、または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により、特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

- (2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路(配電盤, リレーおよびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電

線路を含みます。)に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される時。

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅶ 工事費の負担

51 工事費等に関する契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。

52 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更される時を除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,348円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	27,216円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。
- イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。
- ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。
- (5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

$$= \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\begin{array}{cc} \text{地中配電設備} & \text{地中配電設備} \\ \text{の無償こう長} & \text{の工事こう長} \end{array} \right) \\ \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

(6) 次の言葉は、Ⅶ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表6（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(7) Ⅶ（工事費の負担）の各項における契約電力等を増加される場合とは、契約電力が500キロワット未満で最大需要電力にもとづいて契約電力を定める場合には、契約受電設備の総容量を増加する場合といたします。

また、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合を含みます。

53 特別供給設備の工事費負担金

(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

イ お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、次のいずれかに該当する場合をいいます。

(イ) お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合

(ロ) 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合

(ハ) 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合

(ニ) その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も 52（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ロ 50（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、50（専用供給設備）(2)によるものといたします。

(2) 予備供給設備を利用する目的で、お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、52（一般供給設備の工事費負担金）(2)に準ずるものといたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、50（専用供給設備）(2)によるものといたします。

54 供給設備を変更する場合の工事費負担金

(1) お客さまが新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、48（引込線の接続）または 49（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

(2) 29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

55 特別供給設備等の工事費の算定

53（特別供給設備の工事費負担金）および 54（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、57（臨時工事費）に準じて算定いたします。

(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 53（特別供給設備の工事費負担金）(1)イの場合で、その工事費を 52（一般供給設備の工事費

負担金) (1)に定める超過こう長 1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも 52 (一般供給設備の工事費負担金) (1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長 1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 予備供給設備の工事費を 52 (一般供給設備の工事費負担金) (1)に定める超過こう長 1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、(1)または(2)にかかわらず、その工事費を 52 (一般供給設備の工事費負担金) (1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長 1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(5) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要なとされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

56 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。

(2) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 52 (一般供給設備の工事費負担金) にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が 5 パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 53 (特別供給設備の工事費負担金) (52 [一般供給設備の工事費負担金] の超過こう長 1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。) および 54 (供給設備を変更する場合の工事費負担金) にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更により、電柱 (鉄塔、鉄柱を含みます。) および電線等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更の差異が 5 パーセントをこえる場合

(ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合 (設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。)

(ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

- (3) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから 10 年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

- (4) 工業団地として整備された地域等において、原則として 1 年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 52（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものいたします。

57 臨時工事費

- (1) 契約上電気を使用できる期間（以下「契約使用期間」といいます。）が 1 年未満のお客さまのために新たに供給設備を施設し、かつ、契約使用期間の満了にともなってその供給設備の利用を終える場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、開閉器等の機器についてはその価額の 95 パーセント、その他の設備についてはその価額の 50 パーセントといたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、52（一般供給設備の工事費負担金）、53（特別供給設備の工事費負担金）および 54（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、56（工事費負担金の申受けおよび精算）(2)ロの場合に準ずるものいたします。

58 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合で、その供給設備を利用して電気を使用されないときは、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

Ⅷ 保 安

59 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

60 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適当な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。この場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
- (3) 当社は、必要に応じて供給開始に先だち、受電電力を遮断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附 則

附 則

1 この供給条件〔I〕の実施期日

この供給条件〔I〕は、平成26年4月1日から実施いたします。

2 料金についての特別措置（太陽光発電促進付加金）

(1) 料 金

料金は、14（料金）および各契約種別ごとに規定する料金にかかわらず、当分の間、14（料金）および各契約種別ごとに規定する料金によって料金として算定された金額に、ハによって算定された太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。

イ 太陽光発電促進付加金単価

太陽光発電促進付加金単価は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律により経済産業大臣が定めた経済産業省告示にもとづき算定された値といたします。

なお、当社は、その算定された値をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

ロ 太陽光発電促進付加金単価の適用

(イ) イに定める太陽光発電促進付加金単価は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、その算定された年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、太陽光発電促進付加金単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、太陽光発電促進付加金単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう3月の検針日は、4月1日といたします。

ハ 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は、その1月の使用電力量にイに定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。

なお、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線路により電気の供給を受ける場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の太陽光発電促進付加金とあわせて算定いたします。

また、太陽光発電促進付加金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(2) 日割計算

当社は、当分の間、19（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、次により太陽光発電促進付加金を算定いたします。

イ 19（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ 19 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(3) 延滞利息

延滞利息は、当分の間、23 (延滞利息) (2)にかかわらず、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額(消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。)からイおよびロの算式により算定された金額の合計を差し引いたもの、再生可能エネルギー発電促進賦課金ならびに太陽光発電促進付加金を差し引いた金額に年10パーセントの割合(閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合といたします。)を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額ならびにイおよびロの算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{8}{108}$$

$$\text{ロ 太陽光発電促進付加金} \times \frac{8}{108}$$

3 標準周波数についての特別措置

次の区域内で標準周波数60ヘルツで電気を供給している区域については、当分の間、標準周波数60ヘルツで供給いたします。

新潟県 佐渡市、妙高市および糸魚川市

4 需要場所についての特別措置

(1) 適用

イ 9 (需要場所) (1)に定める1構内もしくは1建物または9 (需要場所) (2)に定める隣接する複数の構内(以下「原需要場所」といいます。)において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分(以下「特例区域等」といいます。)のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、9 (需要場所)にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)またはロ(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分(以下「非特例区域等」といいます。)においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、9 (需要場所) に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、28 (需要場所への立入りによる業務

の実施)に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

- (ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- (ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、28（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

- (イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

- (ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、52（一般供給設備の工事費負担金）または53（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅶ（工事費の負担）の適用については、53（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

5 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、18（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものといたします。

6 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、高圧で電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

7 延滞利息の適用開始までの取扱い

14（料金）、20（日割計算）、21（料金の支払義務および支払期日）、22（料金その他の支払方

法), 23 (延滞利息), 24 (保証金), 26 (契約超過金), 30 (供給の停止), 32 (供給停止期間中の料金), 33 (違約金), 35 (制限または中止の料金割引), 附則 2 (料金についての特別措置 [太陽光発電促進付加金]) および別表 4 (日割計算の基本算式) については, 平成 27 年 4 月 1 日 (検針日が毎月初日のお客さまの場合は平成 27 年 4 月 2 日といたします。) 以降に支払義務が発生する料金に適用するものとし, 平成 27 年 3 月 31 日 (検針日が毎月初日のお客さまの場合は平成 27 年 4 月 1 日といたします。) 以前に支払義務が発生する料金については, 次のとおりといたします。

(1) 料 金

イ 料金は, 早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし, 早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

ロ 遅収料金は, 早収料金にその 3 パーセントを加えたものといたします。

ハ 早収期間は, (3)イの支払義務発生日の翌日から起算して 20 日目までの期間をいいます。

なお, 早収期間の最終日 (以下「早収期限日」といいます。) が日曜日または休日に該当する場合は, 早収期限日を翌日といたします。また, 翌日が日曜日または休日に該当するときは, さらにその翌日といたします。

(2) 日 割 計 算

イ 当社は, 19 (料金の算定) (1)イ, ロ, ハまたはニの場合は, 次により早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。

(イ) 基本料金は, (12)イ(イ)により日割計算をいたします。

(ロ) 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は, 日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて(12)イ(ロ)により算定いたします。

(ハ) (イ)および(ロ)によりがたい場合は, これに準じて算定いたします。

ロ 19 (料金の算定) (1)イの場合により日割計算をするときは, 日割計算対象日数には開始日および再開日を含み, 休止日, 停止日および消滅日を除きます。

また, 19 (料金の算定) (1)ロの場合により日割計算をするときは, 変更後の料金は, 変更のあった日から適用いたします。

ハ 当社は, 日割計算をする場合には, 必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

(3) 料金の支払義務および支払期限

イ お客さまの料金の支払義務は, 検針日に発生いたします。ただし, 次の場合はこの限りではありません。

(イ) 16 (検針日) (4)の場合の料金または 18 (使用電力量等の計量) (1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし, また, 18 (使用電力量等の計量) (7)の場合は, 料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合は, 消滅日といたします。ただし, 特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は, その日といたします。

ロ お客さまの料金は、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日以内（以下「支払期限」といいます。）に支払っていただきます。

なお、支払期限の最終日（以下「支払期限日」といいます。）が日曜日または休日に該当する場合は、支払期限日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

ハ (4)ハの場合で、翌月以降の料金に加算される金額の支払期限日は、需給契約が消滅したときを除き、ロにかかわらず、その差額を加算する月の料金の支払期限日といたします。

(4) 料金その他の支払方法

イ 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

(イ) お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(ロ) お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ロ お客さまが料金をイ(イ)により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、イ(ロ)により支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。

ハ お客さまが料金を早収期間経過後に支払われる場合は、当社は、遅収料金と早収料金との差額については、原則として翌月の料金に加算して申し受けます。

ニ 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

ホ 16（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(5) 保証金

イ 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

(イ) 支払期限を経過してなお料金を支払われなかった場合

(ロ) 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

a 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限を経過してなお支払われなかった場合

b 支払期限を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

ロ 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

- ハ 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。
なお、ニにより保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- ニ 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期限を超過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためてイによって算定した保証金を預けていただくことがあります。
- ホ 当社は、次により、保証金に利息を付します。
(イ) 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。
(ロ) 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。
- ヘ 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

(6) 契約超過金

- イ 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用された場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。この場合において、契約超過金に対応する料金の早収期間内に支払われるときには早収料金の場合の金額、早収期間経過後に支払われるときには遅収料金の場合の金額により計算いたします。また、契約超過電力とは、その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。
- ロ 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期限内に支払っていただきます。

(7) 供給の停止

- イ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
(イ) お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
(ロ) お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
(ハ) 48（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合
- ロ お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。
なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。
(イ) お客さまが料金を支払期限を超過してなお支払われない場合
(ロ) お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期限を経

過してなお支払われない場合

(ハ) この供給条件〔I〕によって支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他この供給条件〔I〕から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ハ お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(イ) お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

(ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

(ハ) 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

(ニ) 動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用された場合

(ホ) 28（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

(ヘ) 29（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

ニ お客さまがその他この供給条件〔I〕に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

ホ イからニによって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

(8) 供給停止期間中の料金

(7)によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金（早収料金といたします。）を(2)により日割計算をして、早収料金を算定いたします。

(9) 違 約 金

イ お客さまが(7)ハ(ロ)、(ハ)または(ニ)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けま

す。

ロ イの免れた金額は、この供給条件〔I〕に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

なお、この場合の金額とは、遅収料金の場合の金額といたします。

ハ 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

(10) 制限または中止の料金割引

イ 当社は、34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない早収料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

(イ) 契約電力が 500 キロワット未満の場合

a 割引の対象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、19（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

b 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

c 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。

(ロ) 契約電力が 500 キロワット以上の場合

a 割引の対象

基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、19（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

b 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ時間数 1 時間ごとに 0.2 パーセントといたします。

c 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1 回 10 分以上の制限または中止の延べ時間とし、1 時間未満の端数を生じた場合は、30 分以上は切り上げ、30 分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

(a) 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D-d}{D}$$

H' = 修正時間（10 分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。）

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

(b) 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A-B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量（お客さまの平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。）

B = 制限時間中の使用電力量

(c) 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、(a)による修正時間ま

たは(b)による修正時間のいずれか大きいものによります。

ロ イによる延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

(11) 料金についての特別措置（太陽光発電促進付加金）

イ 料 金

料金は、(1)および各契約種別ごとの附則に規定する料金にかかわらず、当分の間、(1)および各契約種別ごとの附則に規定する料金によって料金として算定された金額に、(ハ)によって算定された太陽光発電促進付加金を加えたものといたします。

(イ) 太陽光発電促進付加金単価

太陽光発電促進付加金単価は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律により経済産業大臣が定めた経済産業省告示にもとづき算定された値といたします。

なお、当社は、その算定された値をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(ロ) 太陽光発電促進付加金単価の適用

a (イ)に定める太陽光発電促進付加金単価は、bおよびcの場合を除き、その算定された年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

b 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、cの場合を除き、太陽光発電促進付加金単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう検針日は、計量日といたします。

c 検針日が毎月初日のお客さまについては、太陽光発電促進付加金単価適用期間は、aに準ずるものといたします。この場合、aにいう3月の検針日は、4月1日といたします。

(ハ) 太陽光発電促進付加金の算定

太陽光発電促進付加金は、その1月の使用電力量に(イ)に定める太陽光発電促進付加金単価を適用して算定いたします。

なお、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線路により電気の供給を受ける場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の太陽光発電促進付加金とあわせて算定いたします。

また、太陽光発電促進付加金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ 日割計算

当社は、当分の間、19（料金の算定）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、次により太陽光発電促進付加金を算定いたします。

(イ) 19（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 19 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(12) 日割計算の基本算式

イ 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

(1) 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、19 (料金の算定) (1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

(ロ) 日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

a 19 (料金の算定) (1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

b 19 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ロ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(1)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

(1) 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ハ 17 (料金の算定期間) (2)の場合は、イ(1)にいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(1)にいう検針期間の日数は、ロに準ずるものといたします。この場合、ロにいう検針日は、計量日といたします。

ニ 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合のイ(1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

(1) 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始

期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

(ロ) 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

ホ 供給停止期間中の早収料金の日割計算を行なう場合は、イ(イ)の日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

8 この供給条件 [I] の実施にともなう切替措置

VII (工事費の負担) に定める工事費負担金等については、当該需給契約の需給開始日 (54 [供給設備を変更する場合の工事費負担金] の場合は、工事完成日といたします。) が平成 26 年 4 月 1 日以降であるものから、この供給条件 [I] を適用いたします。

9 消費税および地方消費税の税率の変更にともなう経過措置

(1) 燃料費調整の基準単価

消費税法附則 (平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号) 第 5 条第 2 項の適用を受ける、平成 26 年 3 月 31 日以前から需給契約が継続し平成 26 年 4 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金 (平成 26 年 4 月 1 日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が平成 26 年 5 月 1 日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令附則 [平成 25 年 3 月 13 日政令第 56 号] 第 4 条第 3 項で定める部分に限ります。) の算定における燃料費調整の基準単価については、別表 2 (燃料費調整) (2)にかかわらず、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	20 銭 4 厘
-------------	----------

(2) 料金その他の支払方法

お客さまが変更前の電気供給条件 [I] および電気供給条件 [II] 等または(1)を適用して算定された料金を早収期間経過後に支払われる場合に附則 7 (延滞利息の適用開始までの取扱い) (4)ハによって当社が申し受ける遅収料金と早収料金との差額については、その差額が消費税法附則 (平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号) 第 5 条第 2 項の適用を受けるときを除き、次の算式により算定された金額といたします。

$$\text{遅収料金と早収料金との差額} \times \frac{108}{105}$$

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

- イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロおよびハの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価にかかわる納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。
- ロ 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、ハの場合を除き、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、計量日といたします。
- ハ 検針日が毎月初日のお客さまについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう 4 月の検針日は、5 月 1 日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるために予備電線路により電気の供給を受ける場合、その 1 月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

- (イ) (ロ)および(ハ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気にかかわる再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定

める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。
- (ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう4月の検針日は、5月1日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1152$$

$$\beta = 0.2714$$

$$\gamma = 0.7386$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

- (イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (31,400 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

- (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が31,400円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 31,400 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)および(ハ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月 29 日までの期間)	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 記録型計量器により計量する場合で、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(ハ)の場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、計量日といたします。

(ハ) 検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	21 銭 0 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

3 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(i) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(ii) 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、49（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

(イ) お客様の申出により測定したときは、申出の日の属する月

(ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

(2) 最大需要電力の協定

(1)に準ずるものといたします。

4 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、19（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は、 $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

ロ 日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 19（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 19（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客様の属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客様にあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 17（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものいたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものいたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

5 平均力率の算定

平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85 パーセントとみなします。

$$\text{平均力率（パーセント）} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

有効電力量および無効電力量の計量については、18（使用電力量等の計量）(1)、(3)、(4)、(6)イおよび(7)に準ずるものいたします。ただし、有効電力量または無効電力量は、18（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの損失率によって修正したものいたします。

6 標準設計基準

(1) 適用

この標準設計基準（以下「この基準」といいます。）は、Ⅶ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

この基準に明記していない場合は、電気設備に関する技術基準、その他関係法令、当社設計基準等にもとづき、技術的に適当と認められる設計によるものいたします。この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 単 位

この基準においては、単位を次の記号で表示いたします。

単 位	記 号
ボルト	V
アンペア	A
キロアンペア	k A
メガボルトアンペア	MV A
ミリメートル	mm
メートル	m
キロメートル	km
平方ミリメートル	mm ²
平方センチメートル	cm ²
ミリグラム	mg

(3) 高圧電線路

イ 一般基準

(i) 電圧降下の許容限度

高圧電線路（需給地点から需給地点に最も近い発電所または変電所の引出口もしくは供給変圧器の引出側端子までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は、次によるものといたします。

電圧降下の許容限度の標準値

電線路の公称電圧 (V)	電圧降下の許容限度の標準値 (V)
3,300	300
6,600	600

ただし、既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

(ii) 経 過 地

高圧電線路の経過地は、技術上、地形、用地事情および保守、保安に支障のない範囲で、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(iii) 電線路の種類

高圧電線路の種類は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合には、その他の方法によるものといたします。

(ニ) 電線路の設計

電線路の設計については、その地域に施設される電気工作物の設計と同等のものをこえないものとしたします。

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路との併架、電線の張替え等のうち、技術上著しく困難な場合を除き、最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に施設する場合には、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧架空電線路の支持物には、コンクリート柱または複合柱を使用し、その選定にあたっては技術上、経済上適当なものとしたします。ただし、コンクリート柱または複合柱を使用することが技術上、経済上不適当と認められる場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標準径間

高圧架空電線路の標準径間は、次によるものとしたします。

標準径間

施設区域	標準径間 (m)
市街地	45
その他	55

(ニ) 支持物の長さ

高圧架空電線路の支持物の長さは、施設場所の状況に応じた根入れ、電線の弛度、装柱、交叉、建物、引込線、積雪等を考慮し当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

支持物の長さ

支持物の長さ (m)	10	12	14	16	17

(ホ) がいし

高圧架空電線路で使用するがいしは、次によるものとしたします。

がいしの種類

使用個所別	引通し個所	引留め個所
がいしの種類	高圧中実ピンがいし	高圧中実耐張がいし

(ヘ) 架空電線の種類および太さ

a 高圧架空電線には、硬銅線を使用いたします。ただし、技術上、経済上不適当と認められる場合は、他の適当な材質のものを使用いたします。

- b 高圧架空電線の種類は、絶縁電線を使用いたします。
- c 高圧架空電線の太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、機械的強度等を考慮し、必要最小のものを次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上不相当と認められる場合は、架空ケーブル等、他の適当な電線を使用することがあります。

電線の種類、太さおよび許容電流

(単位：A)

種 類		高圧絶縁電線 (OC)
太 さ		
単線 (mm)	5.0	142
より線 (mm ²)	60	276
	150	487

(h) 架空電線の配列

高圧架空電線の配列は、特殊な場合を除き水平または垂直といたします。

(f) 高圧負荷開閉器の取付けおよびその種類と容量

- a 高圧架空電線路の系統運用または保守のために必要な個所には高圧負荷開閉器を取り付けます。
- b 高圧負荷開閉器の種類は、気中を標準といたします。ただし、技術上やむをえない場合には、他の種類の開閉器を施設することがあります。
- c 高圧負荷開閉器の容量は、負荷電流および短絡電流を考慮し、当社が通常使用しているもののうち必要最小のものを次の中から選定いたします。

高圧負荷開閉器容量

容 量 (A)	300*	400
---------	------	-----

(注)高圧負荷開閉器容量 300Aは、SOG型開閉器の容量といたします。

(l) 特殊線路

- a 塩、ちりなどの汚損地域に施設する架空電線路には、その程度に応じた耐塩設備を使用いたします。

なお、汚損地域の区分は次によるものといたします。

塩、塵埃汚損区分表

汚損種類	塩			塵埃
汚損	海岸からのおおよその距離 または 想定最大等価塩分付着量			想定最大 等価塵埃付着量 (塩分換算)
区分	軽汚損地区	中汚損地区	重汚損地区	0.12 mg/cm ² 以上
	15 km以下 または 0.06 mg/cm ² 以上	4.0 km以下 または 0.12 mg/cm ² 以上	1.5 km以下 または 0.35 mg/cm ² 以上	

b 雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度に応じた耐雷設備を使用いたします。

c 雪害、風害等の発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度に応じた耐害設備を使用いたします。

ハ 地中電線路

(イ) 電線路の施設

高圧地中電線路の施設方式は、原則として管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きよ式とすることがあります。

なお、暗きよ式にはキャブ（CAB）方式および電線共同溝（C・C・BOX）方式を含むものといたします。

a 直接埋設式

車輛その他の重量物の圧力を受けるおそれがなく、かつ、再掘削が容易にできる場合

b 暗きよ式

当該電線路を含めて多数のケーブルを同一場所に施設する場合

(ロ) ケーブルの種類および太さ

a 高圧地中電線路に使用するケーブルの種類は、原則としてビニル外装ケーブルといたします。

b ケーブルの太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、機械的強度等を考慮し、必要最小のものを次の中から選定いたします。

ケーブルの太さ

ケーブルの太さ (mm ²)							
22	38	60	100	150	200	250	325

c ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格に準じて算定いたします。

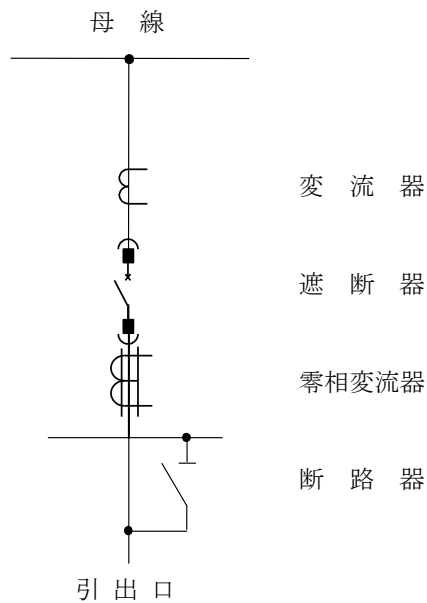
(ハ) 配電塔、高圧キャビネットおよび接続箱の使用

- a 高圧ケーブルを分岐する場合または変圧器を施設する場合は、配電塔を使用することがあります。
- b 高圧で電気の供給を受けるお客さま等に対する地中引込線が当社の電柱および配電塔から単独引込みで施設することが困難な場合、もしくは、将来困難になることが予想される場合には、 π 引込用として高圧キャビネットを使用いたします。

(4) 変電設備

イ 結線法

結線法は、次の結線を標準といたします。



ロ 遮断器

(イ) 遮断器は、当社が通常使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し、次の中から必要最小のものを選定いたします。

遮断器容量

定格電圧 (V)	遮断器容量	
	k A	(MVA)
3,600	16.0	(100)
	25.0	(160)
7,200	12.5	(160)
	20.0	(250)

(ロ) 将来の系統構成は、5年程度先を目標といたします。(断路器および変流器についても同様といたします。)

ハ 断 路 器

断路器は、当社が通常使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し、必要最小のものを使用いたします。

ニ 変 流 器

変流器は、当社が通常使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成について計算した短絡容量から判断し、必要最小のものを使用いたします。

ホ 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計および遮断器操作ハンドルならびに運転に必要な器具を取り付けるものといたします。また、必要に応じ電力計、電圧計、無効電力計等を取り付けるものといたします。

ヘ 保 護 装 置

電線路には、短絡または地絡を生じた場合に自動的に電路を遮断するために必要な保護装置を施設いたします。

ト 変 電 設 備 の 設 計

変電設備の形式、付属設備等は、その変電所において、他に施設される設備と同等のものをこえないものといたします。

